

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
大崎町	住宅	空き家等バンク制度	<p>★ 町内の空き家や空き地の情報をホームページ等掲載し、利用したい人に紹介する制度です。</p> <p>1 対象物件 町内に点在する空き家、空き地(※) (※)空き地とは、住宅などの建築に適当な面積を有する良好な管理状態にある土地をいいます。農地は対象となりません。</p> <p>2 要件 申請者は、所有者など所有権その他の権利を有し、物件の売買若しくは賃貸を行うことができる方に限ります。</p> <p>3 対象期間 大崎町ホームページにおける情報公開期間は、登録日より2年間です。 (ただし、改めて登録申し込みを行うことにより再登録することができます。)</p>
大崎町	住宅	空き家リフォーム促進事業	<p>★ 町内にある空き家を利活用するために修繕等を行った場合、改修に要した経費の一部を助成します。</p> <p>1 補助対象 (1)個人が自ら居住することを目的に建築した住宅 (2)1年以上継続して居住していない住宅 (3)築10年以上経過した住宅 ※アパート、マンションや賃貸住宅として利用されていたものは対象となりません。</p> <p>2 補助対象者 (1)賃貸または売却を目的に空き家を改修する空き家の所有者等 (2)居住目的で使用賃貸または賃貸借した空き家を改修する方</p> <p>3 補助要件(次に掲げる要件全てに該当する方) (1)市区町村民税等に滞納がないこと。 (2)町内の建築業者等(個人事業主を含む)に空き家の改修を発注すること。 (3)申請年度内に工事が完了すること。 (4)改修に要する経費が30万円以上であること。 (5)町、県および国が行う他の補助制度の対象とならないこと。 (6)改修後、賃貸や売却のほか自己または親族等が居住するなど活用すること。 →賃貸や売却に当たっては、「空き家等バンク制度」に登録すること。</p> <p>4 補助対象経費 (1)住宅の機能回復または向上のための修繕、模様替え、設備改善に要する経費 ※直接居住に要しない部分(倉庫や外構、店舗部分など)の改修や備品の購入等は対象となりません。 (2)家財道具等の運搬及び廃棄に要する経費。</p> <p>5 補助金額 補助対象経費の2分の1以内で50万円を上限とします。なお、補助金額の千円未満の端数は切り捨てるものとします。</p> <p>6 申請上の注意 改修工事着工前に申請書類を提出し、町より交付決定を受けてください。改修中、改修後の申請については受理できません。</p>
大崎町	住宅	定住促進賃貸住宅家賃補助事業	<p>★ 転入世帯および新婚世帯が町内の賃貸住宅に入居した場合、家賃の一部を助成します。</p> <p>1 補助対象者 転入世帯または新婚世帯の世帯主で、次に掲げる要件すべてに該当する方 (1)世帯全員が大崎町に住所を有する者 (2)町内の賃貸住宅に新たに入居する者 (3)3万円を超える賃貸住宅の家賃を支払っている者 (4)世帯全員が市区町村民税等を滞納していない者 ※親族が所有、または居住している住宅は、補助対象外となります。 ※転入世帯…転入日から賃貸住宅入居までの期間が1年未満の者かつ転入日前3年間に於いて町内に住所を有していなかった者で、申請日の属する年度の末日において全員が55歳未満の世帯 ※新婚世帯…婚姻届出後2年未満で、かつ申請年度の末日において夫婦いずれもが40歳未満である世帯</p> <p>2 補助期間 補助要件を具備した月(月の途中入居等の場合は、その翌月)から起算して24か月間</p> <p>3 補助金額 毎月の家賃から住宅手当等を減じた額の2分の1の額(千円未満の端数は切り捨て)となります。ただし、次の世帯主の区分に応じて定める金額を上限とします。 (1)転入世帯の世帯主 月額1万円(公的住宅の場合 月額5千円) (2)新婚世帯の世帯主 月額1万円(公的住宅の場合 月額5千円) (3)転入世帯かつ新婚世帯の世帯主 月額2万円(公的住宅の場合 月額1万円)</p>

